

西日本シティ銀行

(平成28年10月3日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期預金						
2. ご利用いただける方	・金融機関(当行以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、 相続により取得した資産を原資としてお預け入れいただく個人の方 (ご相続資産受取日の12ヶ月後の月の最終銀行営業日までのお取扱が可能です。)						
3. 対象商品	スーパー定期／スーパー定期300						
4. 期間	3ヵ月、6ヵ月、1年						
5. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・100万円以上1億円以内 ・1,000万円以上のお預入れの場合は、複数明細になります。 ・1円単位						
6. 払い戻し方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。						
7. 利息 (1)適用利率 (2)満期時のお取り扱い (3)利払い頻度 (4)計算方法	・お預け入れ時の1年ものスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に、 当行が定める上乗せ利率を加算した利率を約定利率として満期日まで適用いたしま す。 ・この預金は、お預け入れ時にお申し出いただくと自動継続(元金継続または元加継続) のお取り扱いができます。 なお、金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日 の同一預入期間のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率となります。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。						
8. 税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受け取りになる利息については、 復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税						
9. 手数料	-----						
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取り扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 <table style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">貸越限度額</td><td style="text-align: right;">他の定期預金担保分を合算した金額の90%</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: right;">(最高500万円まで)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">貸越利率</td><td style="text-align: right;">担保定期預金の約定利率+0.5%</td></tr></table>	貸越限度額	他の定期預金担保分を合算した金額の90%		(最高500万円まで)	貸越利率	担保定期預金の約定利率+0.5%
貸越限度額	他の定期預金担保分を合算した金額の90%						
	(最高500万円まで)						
貸越利率	担保定期預金の約定利率+0.5%						
11. 期日前解約時の お取り扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下は切捨て ます)によって計算した利息とともに払い戻しいたします。 <table style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">① 6ヵ月未満</td><td style="text-align: right;">解約日における普通預金の利息</td></tr><tr><td style="text-align: center;">② 6ヵ月以上1年未満</td><td style="text-align: right;">約定利率×50%</td></tr></table>	① 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利息	② 6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%		
① 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利息						
② 6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						
12. 金利情報の入手 方法	・店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧いただき か、または店頭にお問い合わせください。						
13. その他参考となる 事項	・期日後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により 計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金 等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。						

次項に続きます

(平成28年10月3日現在適用中)

14. その他	・当行以外の金融機関で相続手続きをされた方は、下記1～3の確認書類が必要です。 ・当行で相続手続きをされた方は、上記1～3の確認書類は不要です。 1.金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 2.お預け入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 3.お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 ・相続により取得した不動産や株式等の換金代金も対象となります。 (別途、確認書類が必要です。)
15.当行が契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772